

# 総務 産業建設

① 松前町行政手続条例の改正

要旨

今回の改正は、行政手続法が、行政指導をおこなう場合の根拠の提示義務、行政指導の中止などの求め、法令に違反する行為に対し処分を求めることができるように一部改正されたため、条例も同様に改正する。  
(全員一致で可決)

② 松前町特別職の職員の給与に関する条例の改正

要旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長の身分が一般職から特別職に変わるため、松前町特別職の職員の給与

# 教育長処遇等の条例を可決

に関する条例に教育長を追加する。付則で既存の松前町教育委員会教育長の給与に関する条例を廃止する。  
(全員一致で可決)

③ 松前町教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例

要旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、新たな教育長に職務専念の義務が課せられるため、新規に条例を規定する。  
(全員一致で可決)

④ 松前町特別職報酬等審議会条例の改正

要旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長の身分が一般職から特別職に変わる。そのため、教育長を特別職報酬等審議会の審議対象とするよう松前町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する。  
(全員一致で可決)

⑤ 松前町職員定数条例の改正

要旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、松前町職員定数条例の一部を改正する。



**問** 条例の改正により職員の定数が変わるのか。

**答** 法律の一部改正により、教育委員会事務局職員の定数を規定する条項が変わったため、条例で法律の条項を引用している箇所を改正するものであり、内容は変わらない。  
(全員一致で可決)